

## 訪問介護センター愛 利用料

お客様（利用者）がサービスを利用した場合の『基本利用料』は以下のとおりであり、お客様（利用者）からお支払いいただく『利用者負担金』は原則として基本利用料の1割の額です。但し、一定以上の所得がある第1号被保険者に係る利用者負担は、2割もしくは3割になりますのでご了承お願い致します。  
また、介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1)【訪問介護の基本部分】

身体介護 中心型	1回あたりの所要時間	基本利用料 ※1参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※2参照
	20分未満	1,630円	163円
	20分以上～30分未満	2,440円	244円
	30分以上～1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上～1時間30分未満	5,670円	567円
	以降30分毎に	820円を加算	82円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合 ※身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る		25分増すごとに 650円を加算 (1,950円を限度とする)	25分増すごとに 65円を加算 (195円を限度とする)
生活援助 中心型	1回あたりの所要時間	基本利用料 ※1参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※2参照
	20分以上～45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円
通院等のための乗車又は降車の介助 ※3		970円	97円

※1 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人以上の訪問介護員等がサービス提供をした場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※2 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※3 居宅サービス計画（ケアプラン）上の位置付けがある事を前提に、要介護1以上の方に対し『通院等の為に乗車・降車の介助を行った場合』とします。

また、運賃（介護保険外）が別に10分200円掛かります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

**【介護予防訪問介護相当サービスの基本部分】** 月ごとの定額制になります。

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ（1月あたり）		基本利用料 ※1参照	利用者負担金 （基本利用料の1割）※2参照
訪問型サービス I	事業対象者・要支援1・2 概ね週に <u>1回</u> の利用が必要な 場合	11,760円	1,176円
訪問型サービス II	要支援2 概ね週に <u>2回</u> の利用が必要な 場合	23,490円	2,349円
訪問型サービス III	要支援2 概ね週に <u>3回</u> の利用が必要な 場合	37,270円	3,727円

※1 上記基本利用料は、福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※2 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※3 月ごとの定額制となっているため、月途中から利用を開始、もしくは月の途中で終了した場合、以下に該当する場合は、日割り計算になります。

- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合

## 【 加算 】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分×25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分×50%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計 ×22.4%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合(走島町・内海町・新市町藤尾)	上記基本部分×5%	

※印の加算は、区分支給限度額の算定除外からは除かれます。

## 【 減算 】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算適応後の額
同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	①当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分×90%
	②上記①以外の範囲に所在する建物(定義は同上)に居住する利用者に対してサービス提供する人数が20人以上の場合	
	③上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	上記基本部分×85%
2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算	2級訪問介護員のサービス提供責任者を配置している場合	上記基本部分×70%